

仕様書に対する質問・回答書

令和7年6月17日

公告番号	観 第 3 5 号
業 務 名	観光事業者のインバウンド対応促進事業に係る業務
質 問 事 項	1 業務内容(1) 調査対象3分野以上の施設・団体等について ⇒体験型コンテンツ提供施設の範疇については、外国人に訴求できる商材として体験型が考えうるが、スポーツ系、菓子作りなどの物づくり系、文化体験系など多分野に渡る、3分野以上の条件さえ満たせば、体験型の分野の数が増えることも許容できるか。(例示の分野のバランスをある程度とる必要はあるか。) 2. 業務内容(2) 伴走支援の(1)の②専門家・外国人による現地訪問、磨き上げ(現地訪問は各施設等3回以上) ⇒訪問するのは、同一人物でも、毎回違う人物でも良いか
回 答	1 お問い合わせの施設・団体等について、仕様書に記載しているものは例示であり、本事業の趣旨や目的に合致する分野を調査対象として提案してください。 なお、対象とする分野は、本県における外国人観光客の受入環境の充実につながるよう、同質のものとならないようにしてください。 2 現地訪問していただく専門家等は同一人物でなくて構いませんが、被支援者が混乱しないよう一貫性のある助言が実施されるなど、専門家等の選定にあたっては留意してください。